

住民登録

市民課 (3-①番窓口) … ☎620-1621

住民登録をすることによって“市民”として権利と義務が生まれます。適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。住民登録の届出をすると、茨木市の「住民基本台帳」に登録され、茨木市民となります。

住民基本台帳関係の届出

種類	届出期間	場所	届出人	届出に必要なもの
転入届 (茨木市に引っ越してきたとき)	引っ越した日から14日以内	市民課	世帯主または世帯員	○転出証明書または、転入届の特例を受けるかたのマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ○転入者全員のマイナンバーカード、住民基本台帳カード(保有者のみ) ○転入者全員の在留カードまたは、特別永住者証明書(外国人住民のみ)
転居届 (市内で住所が変わったとき)	引っ越した日から14日以内	//	//	○転居者全員のマイナンバーカード、住民基本台帳カード(保有者のみ) ○転居者全員の在留カードまたは、特別永住者証明書(外国人住民のみ) ○国民健康保険・後期高齢者医療等、被保険者証(加入者のみ) ○介護保険証(保有者のみ) ○こども医療証(保有者のみ)
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越しをする日の前日まで	//	//	○国民健康保険・後期高齢者医療等、被保険者証(加入者のみ)
世帯変更 (世帯に変更があったとき)	変更があった日から14日以内	//	//	○国民健康保険・後期高齢者医療等、被保険者証(加入者のみ)

- 外国人住民のかたも届出が必要です。○届出時に虚偽の届出を防ぐために、届出人の本人確認を行います。
- やむを得ず代理人が申請する場合は委任状が必要です。

戸籍登録

市民課 (3-②番窓口) … ☎620-1621

戸籍には夫婦や親子を単位として、人が生まれてから死ぬまでの間に起こった身分上の異動を記録しなければいけません。異動があった場合、戸籍登録の手続きをおこなってください。

戸籍関係の届出

種類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	出生の日から14日以内	出生地、本籍地、届出人の住所地のいずれかの市区町村役場	出生子の父または母	届書(出生証明書を含む)1通、母子健康手帳、国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
死亡届 (死産届も死亡届と同じです) ※1	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡地、死亡者の本籍地、届出人の住所地のいずれかの市区町村役場	死亡者の親族、その他の同居者、家主、地主、後見人等、または家屋管理人	届書(死亡診断書を含む)1通
婚姻届 ※2	いつでも(ただし、届出のときから効力が生じます)	本籍地または住所地の市区町村役場	夫となる人と妻となる人(成人の証人が2人必要)	届書1通、届出地が本籍地でない場合は戸籍謄本各1通

- ※1 ご遺族の負担を減らすため、手続きを一か所で受け付けるおくやみコーナーを設置しています。詳しくは51ページをご覧ください。
- ※2 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届および認知届は、届出時に虚偽の届出を防ぐために、来庁者の本人確認を行います。これらの届出は、それぞれの事情により内容が異なりますので、市民課にお尋ねください。

印鑑登録

市民課 (3-①番窓口) … ☎620-1621

各種届出	必要なもの
印鑑登録申請	登録する印鑑(ただし、代理人が申請するときは本人自筆の委任状が必要)
印鑑登録廃止届	印鑑登録証、登録してある印鑑(紛失の時は不要)(ただし、代理人が申請するときは本人自筆の委任状が必要)
印鑑登録証亡失届	登録してある印鑑(ただし、代理人が申請するときは本人自筆の委任状が必要)
印鑑証明	印鑑登録証、来庁者の本人確認書類

印鑑登録申請

茨木市に住民登録をされている15歳以上のかたは、1人1個に限り、印鑑登録ができます。登録申請は、印鑑登録申請書に印鑑を添え、本人が申請してください。ただし、ケガや病気などやむを得ないときは、代理人が申請できます。その場合は、本人自筆の委任状(23ページ参照)が必要です。

印鑑登録申請後、自宅に照会書を送ります。

照会書の回答書欄に本人が、住所、氏名を記入し、登



録の印鑑を押して本人確認書類および回答書を持参してください。印鑑登録証をお渡します。なお、この登録証は印鑑証明書をとるときに必要ですので、大切に保管してください。また、回答を代理人に依頼される場合は、回答書と委任状、本人および代理人の本人確認書類が必要です。

印鑑登録申請と同時に印鑑証明書の交付は原則としてできません。ただし、どうしてもお急ぎの場合は、平日に登録申請者が運転免許証やパスポートまたは官公署発行の身分証明書(顔写真入)等を提示されたときは、即日交付します。また、市内在住のかたの登録印を押印した保証書(市民課窓口にあります)を提出された場合も同様です。

登録できない印鑑

朱肉を使わない印鑑や印鑑の文字、型によっては、登録できない場合があります。詳しくは市民課にお問い合わせください。

印鑑証明

印鑑証明書が必要なときは、市民課または北辰出張所へお越しください。印鑑登録証を必ずご持参のうえ、窓口にある印鑑登録証明交付申請書に必要な事項(登録者の住所、氏名、生年月日等)を記入すれば、印鑑証明書をすることができます(来庁者の本人確認書類が必要です)。

〔注意〕印鑑登録証を無くしたり、忘れたときは、たとえ本人が実印を持って来た場合でも印鑑証明書の交付はできません。

印鑑登録廃止届

印鑑登録証(証明発行カード)・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(印鑑証明発行機能のついているもの)・実印(登録をしてある印鑑)を無くしたときは、事故防止のため、すぐに印鑑登録証亡失届または印鑑登録廃止届をしてください。

代理人がするときは、委任状が必要です。

■委任の旨を証する書面の書式例

委任状				
代理人	住所			
	氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
区分	印鑑登録申請			
	印鑑登録証亡失届			
	印鑑登録廃止届			
上記の旨を代理人として所定の申請権限を委任しました。				
令和 年 月 日				
(提出先) 茨城市長				
住所 茨城市				
氏名				
年 月 日生 [登録印]				

※委任の旨を証する書面は、必ず本人が自署してください。

戸籍全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)と 住民票の写し

市民課(1番窓口) … ☎620-1621

全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)

全部事項証明書(謄本)とは、戸籍にのっている全員のかたを写したもので、個人事項証明書(抄本)は、必要なかただけを写したものです。

本市に本籍のあるかたで、全部・個人事項証明書が必要なときは、市民課または北辰出張所へお越しください。

戸籍の全部・個人事項証明書などの交付の請求は、戸籍に記載されているかた、または、その配偶者、直系親族のかた、もしくは委任状を提出したかたに限りです。戸籍には他人に知られたくないことも書いてありますので、こうした制限が加えられています。また、戸籍法の一部が改正され、平成20年5月1日から、本人確認が義務化されました。運転免許証やパスポート等の提示が必要です。

住民票の写し

住民票の写しには、世帯全員のもの、世帯の一部のものがありますので、提出先に合ったものを請求してください。

なお、住民票の写しは、プライバシーを保護するため、特別の請求理由がない限り、原則として「世帯主氏名」「世帯主との続柄」「本籍地」「筆頭者氏名」を省略して発行しています(外国人住民のかたにつきましては、「国籍・地域」「在留情報」等も省略します)。

住民基本台帳法の一部が改正され、平成20年5月1日から次のとおりとなっています。

- 本人確認が義務化され、運転免許証やパスポート等の提示が必要です。

- 本人および同一世帯のかたしか請求できません。別世帯の親族、使者および代理人からの請求には、委任状が必要です。

コンビニでの証明発行

■コンビニでの証明発行

【交付できる証明書】

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書(印鑑登録証や証明発行カードをお持ちのかたはコンビニでは発行できません)
- 戸籍謄抄本(本籍が他市にあるかたは、本籍地の市町村にお問い合わせください。)

【利用店舗】

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン、平和堂、各店舗(マルチコピー機が設置されていない店舗を除く)

【利用時間】

午前6時30分～午後11時

(12月29日から翌年1月3日を除く)

戸籍謄抄本は月～金曜日(祝日除く)の午前8時45分～午後5時15分

※システムメンテナンス等によりサービスを停止する場合があります。

※転出届を出した場合は、サービスを利用できません。

【利用方法】

利用には、証明発行機能が付いたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが必要



■主な証明書の手数料一覧

種類	窓口	コンビニ
住民票の写し	300円	200円
印鑑登録証明書	300円	200円
戸籍謄抄本	450円	400円
除籍謄抄本	750円	
原戸籍謄抄本	750円	
戸籍の附票の写し	300円	

パートナーシップ宣誓

人権・男女共生課… ☎620-1640

一方または双方がセクシュアルマイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓したことを市が証明する制度です。証明として、パートナーシップ宣誓書受領証を交付します。市の窓口等で受領証を提示することにより、婚姻関係に準じた取扱いを行う事務があります。詳しくは、人権・男女共生課までお問合せください。



パスポートの申請・交付

市民課(5-②番窓口) … ☎620-1618

取扱業務

申請受付(新規・切替新規・訂正新規・記載事項変更・査証欄増補)

■受け取りまでの期間(土・日曜日、祝日、年末年始は含みません)

新規申請等 10日 増補 6日

■受付時間

申請受付 月～金曜日 午前9時～午後4時30分
受け取り 月～金曜日 午前9時～午後5時15分
日曜日 午前9時～正午



北辰出張所取扱事務

☎649-2002

取り扱っている事務

大字泉原332-3

- ①住民異動(転入・転居・転出・世帯変更など)の届け(ただし、マイナンバーカード、住民基本台帳カードを利用した特例転入および特例転出を除く)
- ②印鑑登録の届出と印鑑証明書
- ③全部事項証明書・個人事項証明書(戸籍謄・抄本) 住民票の写しの交付(広域交付住民票の写しは除く)
- ④納税証明、評価証明、所得証明の交付

日曜日の窓口をご利用ください

都合により平日の業務時間内に来庁できないかたのために、日曜日に窓口を開設しています。

(ただし、年末年始の日曜日は除きます)

■受付窓口 市民課①番窓口、③-1番窓口(印鑑登録申請のみ)

■受付時間 午前9時～正午

■取扱事務 印鑑の登録申請(即日交付不可)・回答、印鑑証明書、戸籍全部・個人事項証明書、住民票の写しの交付

※転入届等異動届および、住民票の写しの広域交付・マイナンバーカードおよび住民基本台帳カードに関する申請等については、受付していません

【マイナンバーカードのお受取り】

都合により平日の業務時間内に来庁できないかたのために、第2・第4土曜日の翌日の日曜日に窓口を開設しています。

■受付窓口 市役所南館9階特設会場

■受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分(完全予約制)

■取扱事務 マイナンバーカードの交付

■専用ダイヤル ☎622-0651、☎655-0162

※マイナンバーカードの申請等については受付していません

自動車臨時運行許可・住居表示

市民課(5-①番窓口) … ☎620-1645

自動車臨時運行許可

未登録の自動車や検査証の有効期限の過ぎた自動車を新規登録検査・継続検査のため陸運支局等へ回送する場合などに、ナンバープレートを貸し出ししています。期間は5日間を限度として必要最小日数です。

住居表示実施区域での新築および改築等の手続き

新しく家を建てられたとき、または改築されたときは家屋1階平面図・配置図・付近見取図等を持参し、住居番号の付番手続きをしてください。



出産と育児

こども健康センター …… ☎621-5901

子育て支援総合センター … ☎624-9301

こども政策課(19番窓口) … ☎620-1625

こども健康センターについては17ページ参照

妊娠したらまず第一に母子健康手帳

妊娠がわかったら妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は妊産婦・乳幼児の健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した手帳です。出産後、健康診査や予防接種を受けるときにも必要です。交付の際、保健師や助産師が母子健康手帳の使い方の説明や妊婦・子育ての相談に応じています。※外国語版もあります

届出先 こども健康センター

持ち物 マイナンバーカードまたは本人確認書類(顔写真つきものは1点、顔写真なしのものは2点)。マイナンバーカードがない場合は、市がマイナンバーを調べて妊娠届出書に記入することを同意していただきます。

妊娠・出産・育児のご相談は、子育て世代包括支援センターへ

安心して子育てができるよう妊娠期から切れ目ない支援をめざして、こども健康センターと子育て支援総合センターが連携し、妊娠・出産・育児の総合相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を両センターに開設しています。

問合せ先

- **こども健康センター**：健康のこと、妊娠・出産・子育て全般について
- **子育て支援総合センター**：子育てのサービスなど、子育ての情報全般について

低体重児出生届(低出生体重児訪問指導)

赤ちゃんの出生体重が2,500g未満の場合はその旨を届け出ることが義務付けられています。

保健師が電話や訪問させていただき、発育・発達の確認、養育に関するご相談等に応じています。

届出先 こども健康センター

届出方法 市ホームページおよび母子健康手帳別冊の二次元コードから届出が可能です。

出産費用でお困りのときは(助産制度)

出産育児一時金を受給できないなど経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、入院助産に要する費用の一部を援助する制度です。ただし、その世帯の所得状況等により一定の制限があります。詳しくはこども政策課までお問い合わせください。

未熟児養育医療費助成制度

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を助成します。助成を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。なお、世帯の所得税額に応じて自己負担金が生じます。

助成対象 市内に居住する乳児で、次のいずれかの症状を有するもの。①出生時体重が2,000g以下の未熟児、②生活力が特に弱く、黄疸や呼吸器循環器系、消化器系等に一定の症状を示す乳児。

申請手続 医師の意見書、健康保険証、所得確認に係る同意書(令和4年1月2日以降の転入者に限る)を持って、こども政策課で手続きをしてください。

母子保健事業

こども健康センター …… ☎621-5901

◆リモート講座「Zoomでパパ&ママクラス」(妊婦とそのパートナー)

内容 保健師・助産師等による出産後のママの体とこころの変化、赤ちゃんとの生活等についての講義

◆妊産婦および乳幼児健康診査

<委託医療機関で実施>

妊婦・産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、乳児一般健康診査(1歳未満)、乳児後期健康診査(9か月~1歳未満)

<こども健康センターで実施>

4か月児健康診査、1歳8か月児健康診査(歯科健診含む)、2歳3か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査(歯科健診等含む)

◆妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

内容 助産師・保健師による対象者宅への訪問による相談

◆離乳食講習会

内容 講義等

◆幼児食講習会

内容 講義等

(離乳食講習会および幼児食講習会の申込は保健医療センターへ ☎625-6685)

◆不育症治療費助成

妊娠をしても、流産、死産等を繰り返す不育症について、専門の医療機関での治療費の一部を助成しています。

対象者 次の全ての要件を満たす夫婦

- ①治療日・申請日ともに本市に住民登録がある
- ②申請日の1年以上前から本市に住民登録がある
- ③申請日において婚姻関係にあること(事実婚を含む)
- ④医療保険の被保険者または被扶養者
- ⑤申請日において市税を滞納していない
- ⑥夫と妻の前年所得の合計額が730万円未満(※)

(※)治療終了日(出産あるいは流産・死産の判定日)が令和4年3月31日までの夫婦のみ所得制限あり。所得の計算は児童手当法施行令を準用。

助成内容 1回の妊娠にかかる治療期間につき保険適用外の費用(検査費用等除く)の2分の1(上限30万円、1,000円未満切り捨て)

備考 夫婦1組につき3回まで助成。要事前問い合わせ、国が先進医療として告示している不育症検査費用の助成は大阪府が実施しています。(詳細は府ホームページ参照)

申請方法 治療期間の終了日から6か月以内に、申請書と医療機関証明書(市ホームページからダウンロード)、領収書・明細書、夫婦の保険証と印鑑、申請者名義の預金通帳等を持って、こども健康センターへ申請してください。

保育所等・ 認定こども園・幼稚園

保育幼稚園事業課(21番窓口)… ☎620-1638

保育所等(保育所、小規模保育事業所・ 事業所内保育事業所)

■保育所等に入るために必要な手続き

保育所等は、保護者が仕事をしているなどの理由で、ご家庭で保育ができない子どもを保育する施設です。

利用手続 保育所等への利用申し込みは、保育幼稚園事業課で受付しています。

受付当日は、問診のため子どもと保護者が一緒にお越しください。

①保育所等利用申込書等(子ども1人につき1通)

②保護者の就労状況等を証明する書類

※①、②は保育幼稚園事業課、各保育所等または保育幼稚園事業課のホームページに所定の用紙を用意しています。

利用者負担額 保護者の市民税所得割課税額により利用者負担額が決定されます(4月～8月分は前年度市民税所得割課税額、9月～翌年3月分は当該年度市民税所得割課税額)。

ただし、3～5歳児の利用者負担額は、市民税所得割課税額に関わらず無償となります。

■待機児童保育室

認可保育所等を待機になられた子どもを対象に、待機児童保育室を運営しています。入室を希望される場合は保育幼稚園事業課で申し込みを受付しています。

●待機児童保育室あゆみ 学園町2-1

☎636-7731

●待機児童保育室みらい 西河原二丁目16-17

☎620-6091

認定こども園

認定こども園とは、小学校就学までの子どもに教育・保育を一体的に行う施設です。

■保育部分

保護者が仕事をしているなどの理由で、ご家庭で保育ができない子どもを保育します。

利用手続 利用の申し込みは保育幼稚園事業課で受け付けています。保育所等と同様の手続きが必要です。

利用者負担額 左段、保育所等を参照。

■教育部分

3歳から小学校就学までの幼児で、保護者の就労状況などにかかわらず利用できます。

●市立認定こども園

入園手続 毎年9月に「広報いばらき」などを通じて、入園申込書の交付日、受付日などをお知らせします。なお、入園申込者が定員を超過した場合、幼児の年齢に関わらず、抽選により入園予定者を決定します。詳しくは保育幼稚園事業課にお問い合わせください。

途中入園 年度の途中で入園を希望されるかたは、保育幼稚園事業課までお越しください。

ただし、該当園の定員に余裕がない場合は、欠員が生じるまで待機していただくか、空きがあれば、他の幼稚園または認定こども園に通園されるか選択していただきます。

利用者負担額 市民税所得割課税額に関わらず無償。

●私立認定こども園

入園手続 各施設で受け付けています。募集定員、受付期間等、詳しくは各施設にお問い合わせください。

利用者負担額 市民税所得割課税額に関わらず無償。

幼稚園

■市立幼稚園へ入園するとき

入園資格 市内在住の小学校就学の始期前2年から小学校就学までの幼児

入園手続 毎年9月に「広報いばらき」などを通じて、入園申込書(4歳児)、入園願書(5歳児)の交付日、受付日などをお知らせします。

なお、4歳児については入園申込者が定員を超過した場合、抽選により入園予定者を決定します。

途中入園 年度の途中で入園を希望されるかたは、保育幼稚園事業課までお越しください。

ただし、4歳児については、該当園の定員に余裕がない場合は、欠員が生じるまで待機していただくか、空きがあれば、他の幼稚園または認定こども園に通園されるか選択していただきます。

利用者負担額 市民税所得割課税額に関わらず無償。

■私立幼稚園へ入園するとき

入園資格 満3歳から小学校就学までの幼児

入園手続 9月から各幼稚園で願書を配布。10月から願書受け付けが始まります。募集定員、受付期間等、詳しくは、各幼稚園にお問い合わせください。



子育て支援

こども政策課 (19番窓口) … ☎620-1625

子育て支援課 (20番窓口) … ☎620-1633

子育て支援総合センター … ☎624-9301

学童保育課 (23番窓口) … ☎620-1801

中央図書館 … ☎627-4129

子育て支援施設については19ページ参照

児童手当

児童手当は、中学3年生までの児童を養育しているかたに支給されます(所得制限あり)。詳しくはこども政策課までお問い合わせください。子どもが生まれたり、他の市町村から転入したときは、申請が必要です。原則として申請した月の翌月分の手当から支給します。

支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(※第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

○児童を養育しているかたの所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として中学生までの児童1人当たり月額5,000円を支給します。なお、児童を養育しているかたの所得が所得上限限度額以上の場合には支給されません。*18歳に達した日以後最初の3月31日までの、養育している児童のうち、3番目以降

こども医療費の助成制度

こどもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的に、こども医療費の一部を助成します。

助成対象 市内に居住し、健康保険に加入している18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童。

助成範囲 入院および通院にかかる保険診療医療費の患者自己負担額から一部自己負担金を除いた額。ただし、高額療養費、家族療養附加金を差し引いた額。

申請手続 健康保険証、所得確認に係る同意書(令和4年1月2日以降の転入者に限る)を持って、こども政策課で手続きをしてください。

児童発達支援センター「あけぼの学園」

毎日通園

発達に遅れのある幼児を対象に必要な療育を行い、成長・発達を促すことを目的としています。通園バスによる園児のみの単独通園が原則です。

対象 3歳～就学前、発達に遅れが認められること、日々の通園が可能であること

時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、12月29日～1月4日は休園)

問合せ先 ☎627-6010

地域支援

保育所等訪問支援

訪問を通して集団生活をスムーズに送れるように、お子さんと訪問先スタッフへの支援をおこないます。

対象 集団生活をしている(する予定の)児童

障害児相談(電話・面接・訪問)

専門相談員、心理判定員等による発達に支援の必要な子どもに関する相談(面接は要予約)

時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休園)

問合せ先 ☎626-0105

児童発達支援事業所「すくすく親子教室」については17ページ参照

学童保育

市立小学校(忍頂寺・清溪小学校を除く)に学童保育室を開設しています。

忍頂寺・清溪小学校の児童は、山手台学童保育室をご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

時間 平日の授業終了後から午後5時まで、土曜日・学校休業日は午前8時15分から午後5時まで(保護者などの迎えを条件に午後7時まで延長申込可)

入室資格 次の条件を全て満たすかた。①市立小学校または府立特別支援学校(保護者の送迎が可能な場合に限る)に在籍する、小学1年～3年生の児童(3年生から継続して入室している支援学級または特別支援学校に在籍する児童は6年生まで)。②午後5時ごろまで、保護者が就労などにより家庭に不在の状態が月15日以上、3か月以上継続する児童。

入室手続き ①一斉受付:10月に「広報いばらき」などを通じて、申請書類の配付開始日、受付日などをお知らせします。

②年度途中での入室:申請書等の書類を市役所学童保育課にご提出ください(郵送可)。

一時保育スマイル

家庭での保育が困難となった場合、子どもを一時的に保育します。詳しくは子育て支援総合センターにお問い合わせください。

対象 市内在住の生後3か月から就学前の子ども

利用要件 保護者の疾病、リフレッシュ、通院、傷病、看護、介護、出産、冠婚葬祭、学校・地域行事等(就労以外)

利用時間 月～土曜日(祝日・年末年始・施設点検日は除く)、午前9時～午後5時



出前型一時保育

市内の登録団体が主催する講演会・講座等において一時保育を実施する場合、希望に応じて託児担当員を派遣します。詳しくは子育て支援総合センターにお問い合わせください。

子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事の都合等で、一時的に家庭で養育が困難になった児童等を、児童福祉施設で一定期間預かります。

ショートステイ(緊急一時預かり)

宿泊を伴う7日以内

トワイライトステイ(夜間の預かり)

仕事で帰宅が夜間にわたる場合(おおむね午後4時～10時まで)

詳しくは子育て支援総合センターまでお問い合わせください。

産前・産後ホームヘルパー派遣事業

産前・産後に家事や育児が困難かつ、日中に援助者がいない家庭にホームヘルパーを派遣します。

対象 母子健康手帳交付後から産後1年以内の人

内容 利用者が在宅の時に家事援助、育児の補助をします。詳しくは子育て支援総合センターまでお問い合わせください。

つどいの広場

市内には、乳幼児をもつ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で子育てや育児について語り合うことができる「つどいの広場」があります。

気軽にご利用ください。★は一時保育実施

森のひろば	水尾三丁目16-25	☎637-5550
こえんひろば★	総持寺一丁目17-21-101	☎050-1070-0878
あいあい広場★	天王二丁目10-20	☎646-8715
ちゃちゃはうす★	下穂積一丁目6-21-103	☎664-6331
ぼっぼかすが	春日一丁目1-23	☎631-8383
ふくろう広場★	西福井一丁目13-2-1F	☎643-2968
るんびに広場★	東太田二丁目9-32	☎601-4989
あっぶるはうす	彩都あさぎ二丁目1 コミュニティ棟1階	☎641-3988
きゅーピーはうす	橋の内二丁目12-28-201	☎638-7571
ほしのこひろば	平田二丁目9-2-105	☎647-7438
ぼっぼルーム	東中条町2-13(合同庁舎4階)	☎624-9301
ななつ星きらきらひろば	山手台七丁目2-20	☎629-6889
ばれっとひろば大池★	舟木町16-35	☎665-6056
Happy Room	南春日丘五丁目1-8 (沢池多世代交流センター内)	☎624-3710
第2ほしのこひろば	真砂玉島台9-27 (真砂玉島台自治会館)	☎646-6666
ふくろうニコニコ広場★	南耳原一丁目5-13-103	☎601-2991
さんさんひろば	総持寺駅前町1-3-207	☎657-8188
森のどんぐりひろば	東奈良一丁目3-13-104	☎655-1656
ふわふわのおうち★	豊川一丁目34-3	☎641-8857
てんとむしひろば★	西駅前町6-36-202	☎657-7720

子育てサークル・グループ支援

市内の子育てサークル、就学前の子どもとその保護者、子育て中の親子を支援する団体を対象に、遊びの紹介をする子育てサポーターの派遣や、おもちゃの貸し出しを行います。詳しくは子育て支援総合センターにお問い合わせください。

こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月未満の赤ちゃんがいる全ての家庭を市の保育士等が訪問し、赤ちゃんの様子などをお聞きします。また、子育てに役立つ情報などもお届けします。生後2か月頃に案内はがきを送付し、各家庭を訪問します。訪問の希望日を電話で予約していただくこともできます。子育てについて、お気軽にご相談ください。詳しくは子育て支援総合センターにお問い合わせください。

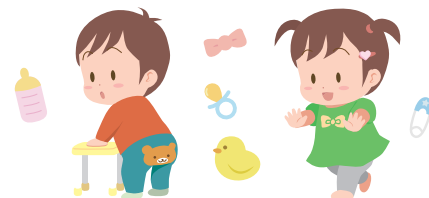
ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けをしてほしい人(生後3か月から小学生まで)と、手助けできる人が、相互援助活動を行う会員組織です。入会には、説明登録会の受講が必要です。説明登録会の日程・予約はファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。

【問合先】☎620-7101

ブックスタート事業

こども健康センターで4か月児健康診査を受診する親子を対象に、絵本を開く楽しい経験をもってもらえるよう、いろいろなメッセージとともに、絵本と読書記録帳をプレゼントしています。詳しくは中央図書館にお問い合わせください。



ひとり親・寡婦(夫)家庭・若者支援

こども政策課(19番窓口)… ☎620-1625

ひとり親自立支援員、母子・父子・寡婦福祉資金貸付

こども政策課では、月～金曜日にひとり親自立支援員が相談に応じています。

母子家庭・父子家庭・寡婦のかたの身の上相談や生活安定、自立のための相談および離婚前の相談を受けます。

また、自立のために技能を習得するための資金、子ども進学させるための資金、転居資金などにお困りのかたは、ご相談ください。





児童扶養手当

母子家庭、父子家庭、父（母）が重度の障害者であって18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童（児童に障害がある場合は20歳未満）を養育している母（父）、または養育者に支給されます。

公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償ほか）を受給している場合、年金額が児童扶養手当額を上回るときは、手当の支給はありません。

※この制度には所得制限があります。

ひとり親家庭の医療費助成制度

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、医療費の一部を助成しています。

助成対象 健康保険に加入している母子家庭、父子家庭、父親が重度の障害者であって18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童を養育している母親、母親が重度の障害者であって18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童を養育している父親、または養育者とその児童の医療費の一部を助成します。

※この制度には所得制限があります。

助成範囲 入院および通院にかかる保険診療医療費の患者自己負担額から一部自己負担金を除いた額。ただし、高額療養費、家族療養附加金を差し引いた額。

申請手続 健康保険証、所得確認に係る同意書（令和4年1月2日以降の転入者に限る）、児童扶養手当証書（児童扶養手当受給者に限る）、年金証書（年金受給者）等を持って、こども政策課で手続きをしてください。

JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当を受給している世帯の世帯員が、JRを利用して通勤している場合、3割引きで購入できます。

手続 児童扶養手当証書、本人の写真（たて2.5cm×よこ2cm、6か月以内に撮影したもの）を持参し、こども政策課で手続きをしてください。

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または、父子家庭の父で、市が承認した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、経費の60%（12,000円以上200,000円以内。ただし、専門実践教育訓練講座は12,000円以上1,600,000円以内。）を支給します。

※雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有しているかについては、自立支援教育訓練給付金の支給決定額から教育訓練給付金の額を差し引いた額となります。

対象者 次の条件をすべて満たす人

- ①児童扶養手当の支給を受けていること、または同程度の所得水準であること
- ②教育訓練講座を受けることが適職に就くために必要であること
- ③以前にこの給付金を受けていないこと

対象講座 教育訓練給付の指定講座

受講する前に必ずこども政策課のひとり親自立支援員に相談してください。

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または、父子家庭の父で、高等な技能取得のため1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6か月以上）養成機関で修業する場合に、修業期間の一定期間（上限4年）について、高等職業訓練促進給付金を支給します。高等職業訓練給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了するかたが引き続き、看護師資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算4年間を超えない範囲で支給します。

対象者 次の条件をすべて満たす人

- ①児童扶養手当の支給を受けていること、または同程度の所得水準であること
- ②養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6か月以上）の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ③就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
- ④以前に同様の給付金を受けていないこと

対象資格 ①看護師（准看護師含む）②介護福祉士③保育士④理学療法士⑤作業療法士⑥歯科衛生士⑦美容師⑧社会福祉士⑨製菓衛生師⑩調理師（②③は他制度の利用を優先）※6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の取得も対象

受講する前に必ずこども政策課のひとり親自立支援員に相談してください。

養育費確保等支援事業補助金

離婚後の児童扶養手当受給者等の確実な養育費の受け取りを支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助します。

対象者 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある市民

内容 【公正証書等作成費】公証人手数料や、家庭裁判所の調停申し立て、または裁判に要する収入印紙代等を補助（上限3万円）

【養育費保証料補助】保証会社との養育費保証契約締結に係る保証料を2年分（初年度は養育費1月分、翌年度は0.5月分）補助（上限5万円、翌年度は上限2万5千円）

大学奨学金利子補給事業

申請する前年の10月1日から申請する年の9月30日までに返還した奨学金の利子額（上限20,000円）を10年間給付します。（2年目以降要継続申請）詳しくはこども政策課へお問い合わせください。

ユースプラザ

中学生～おおむね39歳までの子ども・若者が、社会経験や交流、自学自習、相談ができるほっと一息つける場所です。5か所どこでも無料で利用できます。不登校・ひきこもり等の保護者相談やセミナー、交流会も実施しています。お気軽にお問い合わせください。（52ページの子ども・若者相談参照）

市税

資産税課(11番窓口) … ☎620-1615
 市民税課(12番窓口) … ☎620-1614
 収納課(13番窓口) … ☎620-1616

皆さんに納めていただく市税は、市の財政の基礎です。市税には、市民税(個人・法人)や固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税などがあり、固定資産税、市民税が大きな割合を占めています。

市税の相談

各種市税の相談は各課にお問い合わせください。
 市民税課…市民税(個人・法人)・軽自動車税
 資産税課…固定資産税・都市計画税
 収 納 課…市税および一般廃棄物処理手数料の納付全般

市民税(個人分)

問合先 市民税課

【納めるかた(納税義務者)】

- (1) その年の1月1日現在、市内に住所があるかたで、前年中に一定の所得があったかた
- (2) 市内に住所がなくても、事務所、事業所または家屋敷を市内に所有しているかたで、前年中に一定の所得があったかた

【申告が必要なかた】

その年の1月1日現在、市内に住所があるかたで、市民税が課税になるかたは、3月15日までに前年中の所得等を申告しなければなりません。

【申告する必要のないかた】

- (1) 所得税の確定申告をしたかた
- (2) 前年の収入が給与、公的年金のみで、支払者から支払報告書が市に提出されているかた
 ただし、(2)のかたで各種控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除等)を変更する場合は申告してください。

軽自動車税(種別割)

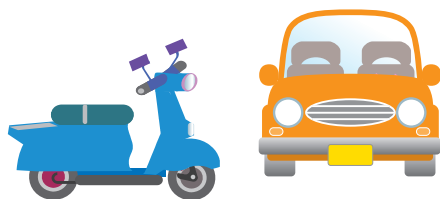
問合先 市民税課

【納めるかた(納税義務者)】

毎年4月1日現在、市内でオートバイや軽自動車等を所有しているかた

【申告】

軽自動車等の登録や廃車、譲渡の手続きは右上表の申告先で行ってください。



車種区分	申告先
原動機付自転車 (総排気量125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕用・その他)	市役所 市民税課諸税係 茨木市駅前三丁目8-13 ☎620-1614
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 ☎050-3816-1841
大型特殊自動車 普通自動車、小型自動車 小型二輪車 (総排気量250cc超) 軽二輪車 (総排気量125cc超 250cc以下)	大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 ☎050-5540-2058

固定資産税・都市計画税

問合先 資産税課

【納めるかた(納税義務者)】

その年の1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産の固定資産を所有しているかた

【税額】

- 固定資産税(税率1.4%)
土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計×税率
- 都市計画税(税率0.3%)
土地・家屋の課税標準額の合計×税率

【免税点】

同一人の所有する固定資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の金額に満たないときは、課税されません。
 ①土地30万円、②家屋20万円、③償却資産150万円

固定資産評価審査委員会

問合先 市民税課

固定資産課税台帳に登録されている価格に不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。詳しくは固定資産評価審査委員会事務局(市民税課内)にお問い合わせください。

市税の納期限

問合先 収納課

納期限はそれぞれの月の末日です。ただし、納期末日が土曜日・休日等にあたる場合は、その翌日が納期限になります。

納期限を過ぎて納付がない場合は、督促手数料、延滞金が加算される場合がありますのでご注意ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市・府民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税		1期		2期		3期			4期			
軽自動車税 (種別割)		全期										



口座振替制度

問合先 収納課

市税（個人の市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（償却資産を含む）、軽自動車税（種別割））の口座振替制度を行っています。利用ご希望のかたは、預金通帳、届出印、納税通知書をご持参のうえ、取扱金融機関に備え付けの申込用紙にて、お申し込みください。また、収納課でも受付しています。なお、ご自宅などへ申込用紙を郵送することもできますので、収納課にお問い合わせください。

市税のコンビニ納付

問合先 収納課

個人の市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（償却資産を含む）および軽自動車税（種別割）については、金融機関に加え、コンビニエンスストアでも納付できます。取扱店は納税通知書をご参照ください。

コンビニエンスストアでの納付は、1件あたりの税額が30万円を超えるもの、バーコードがないもの、納期限を過ぎたものは利用できませんので、ご注意ください。

市税のキャッシュレス納付

問合先 収納課

個人の市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（償却資産含む）および軽自動車税（種別割）は、スマートフォン等の専用アプリを利用して納付できます。また、そのうちモバイルレジでは、クレジットカードの利用も可能です。なお、1件あたり30万円を超えるもの、バーコードがないもの、納期限が過ぎたものは利用できません。ご利用いただけるスマートフォンアプリ、要件・利用方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

税関係の証明

問合先 市民税課

税関係の各種証明は市民税課12②番窓口で取り扱っています。

証明の種類

所得証明書（課税証明書、非課税証明書）、評価証明書、公課証明書、納税証明書、租税特別措置法施行令の規定に基づく住宅用家屋証明書

また、次の証明書をコンビニで発行しています。

コンビニで発行できる証明書の種類

所得証明書（課税証明書、非課税証明書）、市・府民税納税証明書

利用店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン、平和堂、各店舗（マルチコピー機が設置されていない店舗を除く）

利用時間

午前6時30分～午後11時（12月29日から翌年1月3日を除く）

利用方法

利用には、サービス利用申請を行ったマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが必要

産業・労働

商工労政課 … ☎620-1620

融資あっせん

中小企業の皆さんに、融資制度を設けているほか、府の制度融資の相談も行っています。

また、制度によって融資にかかる信用保証料や利子の補助も行っています。

詳しくは市ホームページ(<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/>)をご覧ください（相談・申し込みは商工労政課へ）。

産業情報サイト（あい・きゃっち）

市では、市内の登録事業所（企業やお店）を紹介するサイト(<https://www.i-catch.city.ibaraki.osaka.jp/>)を開設しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひご覧ください。

労働者福祉

市では、労働者の福祉向上などを図るため、次の活動をしています。

種類	内容
仕事なんでも相談 (52ページに掲載)	毎週火～木曜日の午前10時から午後4時まで、相談員が就職や労働問題の相談を受け、指導助言および関係機関との連絡調整をしています。
労働者福祉	勤労者のスキルアップを図るセミナーや働きやすい労働環境の実現を図るためのセミナーなどを開催しています。
再就職支援 助成金	市民の雇用の促進と安定を図るため、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講した失業中または、非正規雇用の市民に、費用の一部を助成しています。
就職サポート 事業	さまざまな要因による就職困難者の就労を支援するため、相談や就職面接会、講習会事業等を行っています。

農林

農林課 … ☎620-1622

里山センターについては16ページ参照。

市民農園

市では、自然にふれあい農作物を育てる喜びを体験する場として、市内5か所に市民農園を開設しています。利用希望者の募集は、広報いばらきに掲載します。

- 銭原ふれあい農園（大字銭原）
- 総持寺ふれあい農園（総持寺二丁目）
- 山手台ふれあい農園（山手台二丁目）
- 彩都やまぶきふれあい農園（彩都やまぶき五丁目）
- 彩都東ふれあい農園（彩都やまぶき四丁目）